

事業者向け新型コロナウイルス感染症対策 市独自で20万円の家賃補助事業を実施

新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが大幅に落ち込むなど、特に厳しい状況にある中小企業、小規模事業者の事業継続サポートを目的に、市は固定費として負担となっている市内店舗等の家賃に対して20万円の補助を実施します。

1 交付対象事業者

次の①と②の条件を満たす中小事業者等

①売上げ減少の条件（次の条件全てを満たすこと）

- ・4月の売上げが前年同月比で15%以上減少していること
- ・5月および6月の売上げが前年同月比で15%以上50%未満減少していること

※ 創業者特例

2020年1月1日以前に創業した者であって、2019年4月～6月の売上が出せない事業者については、2019年12月又は2020年1月のいずれかの売上と2020年4月～6月の売上をそれぞれ比較することができます。

②賃貸借している家屋の条件

- ・2020年4月1日以前に賃貸借契約を締結していること
- ・事業目的で賃貸借契約をしている家屋であること

2 交付額

一律20万円（1事業者につき1回のみ交付）

3 申請時期

7月1日（水）～9月30日（水）（当日消印有効）

4 申請方法

申請書：市ホームページからダウンロードまたは産業振興課窓口にて配付しています。

申請方法：郵送

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、申請の受付は郵送のみとさせていただきます

【申請先】

〒253-8686

茅ヶ崎市役所産業振興課商工業振興担当 宛て

5 問い合わせ先

申請書類や申請方法等の詳細は、市産業振興課商工業振興担当までお問い合わせください。

電話 0467-82-1111 内線2391～2395